２．指定役務に係る施設を所有権以外の権原に基づいて占有する場合にあっては、当該権原の内容

	権　利　関　係　の　内　容	権利の存続期間
土地に係る権利		
その他の権利		

（記載上の注意）

１．「権利関係の内容」には、当該占有施設の所有者の名前及び規模（当該占有施設が土地である場合には、その面積）についても併せて記載すること。

２．当該占有施設の所有者が複数いる場合、所有者の名前及び規模については、施設ごとに所有者の数及び規模の合計を記載することでよいとする。

３．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

３．会員制事業者の資本金の額又は出資の総額

資本金の額又は出資の総額	百万円

４．主要株主の氏名又は名称

（ふ　り　が　な） 氏名又は名称	保有する株式の数又は出資の金額	割　合
		%

（記載上の注意）

１．「主要株主」とは、省令第２条第１項第１号に規定する主要株主をいう。

２．「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。

３．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

５．他に行っている事業の種類

（記載上の注意）

１．日本標準産業分類表細分類により記載すること。

６．会員契約代行者をして会員契約の締結の代理又は媒介を行わせる場合にあっては、その氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

Ⅱ．会員契約に関する事項

１．指定役務の内容

事　　項	内　　容
指定役務に係る施設の所在地	
指定役務に係る施設のホール数	
指定役務に係る施設の敷地面積	

（記載上の注意）

１．指定役務に係る施設以外の施設を一体の会員契約として役務提供する場合においては、その内容について注記すること。

２．開設予定施設のうち、開設していないものがある場合にあっては、その範囲が明示できるように注記すること。

３．指定役務に係る施設の概要がわかる図を添付すること。